

岩手県労働委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県労働委員会

会長 石川 哲

岩手県労働委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県労働委員会事務局代決専決規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(代決) 第2条 事務局長（以下「局長」という。）が不在のときは、 <u>審査調整課長</u> （以下「 <u>課長</u> 」という。）がその事務を代決する。 2 <u>課長</u> が不在のときは、局長があらかじめ指定する職員がその事務を代決する。 ( <u>課長</u> 専決事項) 第6条 <u>課長</u> の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略]	(代決) 第2条 事務局長（以下「局長」という。）が不在のときは、 <u>審査調整課総括課長</u> （以下「 <u>総括課長</u> 」という。）がその事務を代決する。 2 <u>総括課長</u> が不在のときは、局長があらかじめ指定する職員がその事務を代決する。 ( <u>総括課長</u> 専決事項) 第6条 <u>総括課長</u> の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。